

みんなの 介護保険



介護保険
制度は、制度実施
から9年が経過しました。
昨年度は第4期介護保険事
業計画(平成21年度～23年度)の
策定年度にあたり、介護サービスの
見込みと人口推計を基に、第4期介
護保険料を算定しました。
今回は、第4期介護保険事業計
画の策定内容をお知らせ
いたします。

■ 地域のデータ (H21.3.31現在)

総人口
122,119人

世帯数
43,708戸

65歳以上人口
25,404人

高齢化率
20.80%

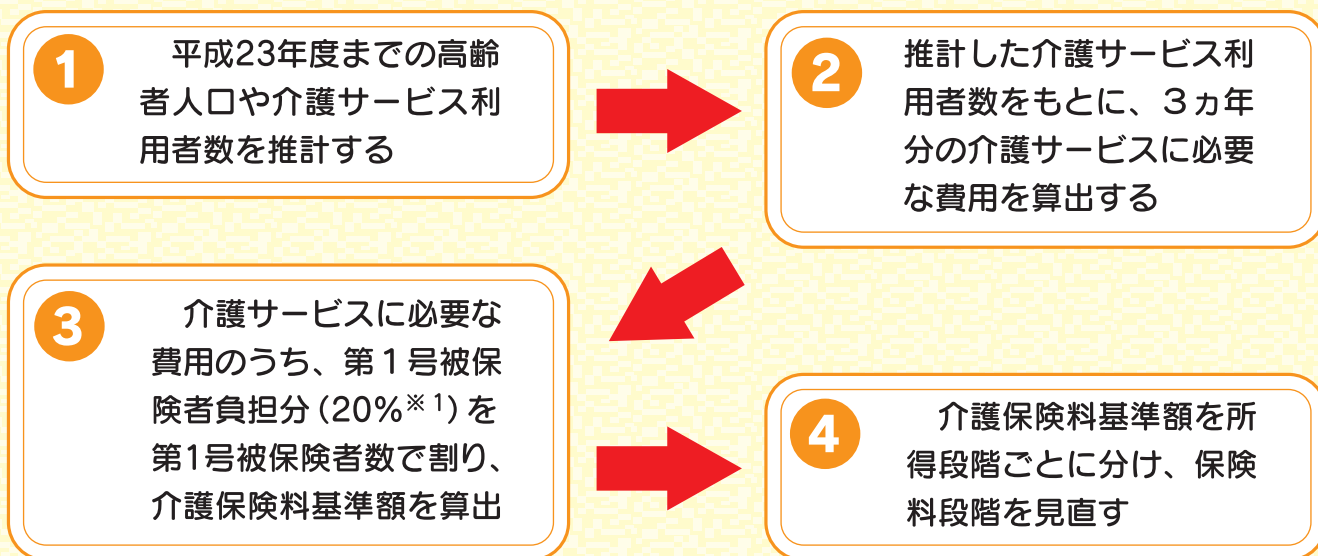
鳥栖地区広域市町村圏組合

VOL.10
2009.4

第4期 介護保険料が決定しました

鳥栖地区広域市町村圏組合ではこの度、第4期介護保険事業計画を策定しました。これは、介護保険法の規定により3年毎に介護保険事業計画を見直すこととされているため、平成21年度から平成23年度までの高齢者人口や介護サービスの利用者数・利用量を推計し、介護保険料を見直しました。

介護保険料が決まるまで…



※1 第3期事業計画までは19%でしたが、第4期は20%に変更されました。

高齢者人口や介護サービス利用者数の見込み、介護サービスに必要な費用、保険料段階の設定については、鳥栖市や三養基郡内の住民代表及び医療や保健・福祉関係機関等の代表者で構成する「事業計画策定委員会」に提案し、意見をいただきながら決定しています。

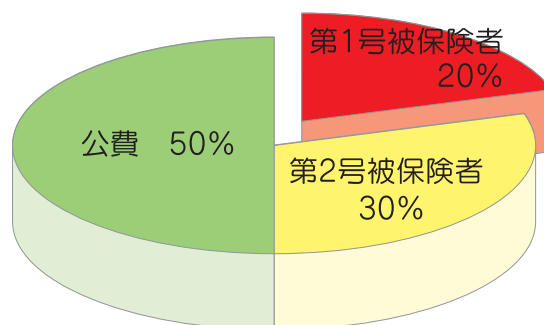
介護保険の財源について

介護保険の財源は、公費で半分を負担し、残りの半分を40歳以上の方々に負担していただく保険料で構成されています。

なお、負担割合は介護保険法で定められています。

介護保険はみんなで支えています

—— 介護保険の財源 ——



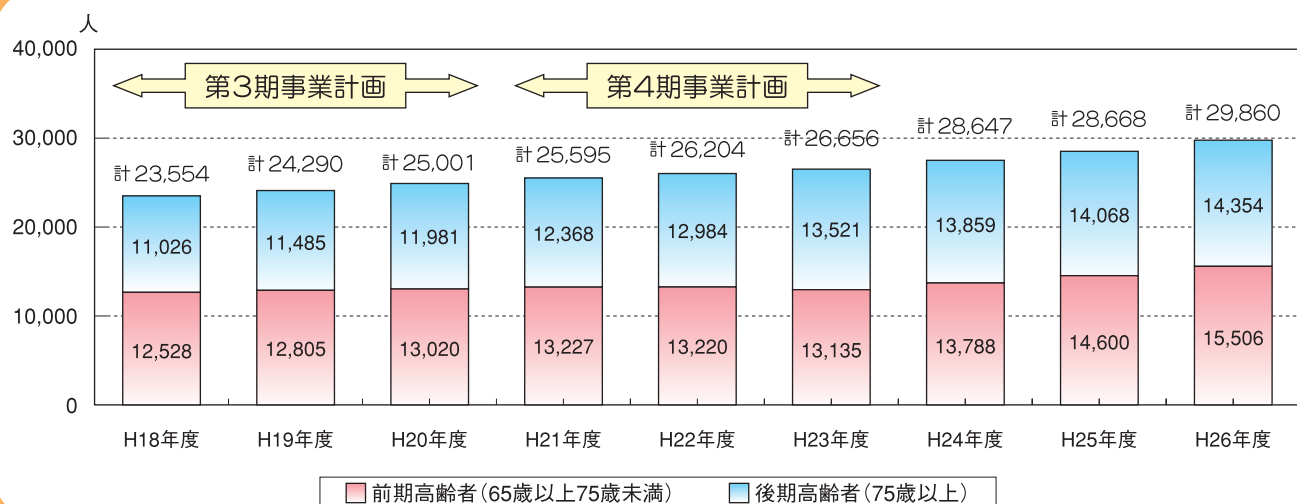
※第1号被保険者：65歳以上

※第2号被保険者：40歳以上65歳未満

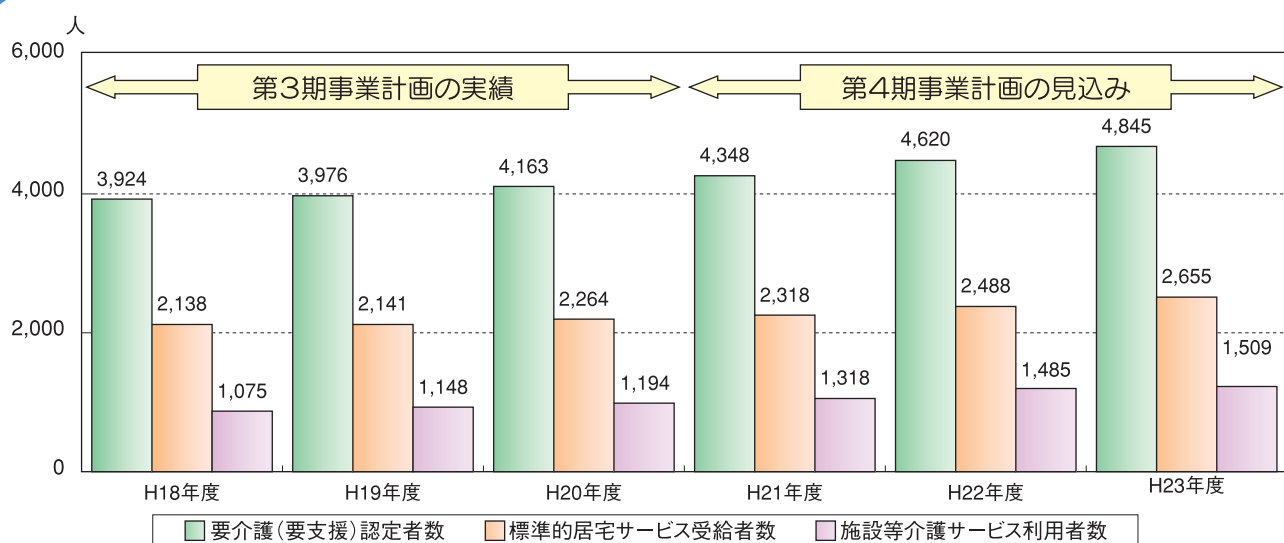
第4期 介護保険事業計画について

だれもが安心して老後を住み慣れたまちで暮らし続けることができるとともに、安定的な介護保険運営を続けていくため、第4期（平成21年度～23年度）介護保険事業計画を策定いたしました。これからの高齢者人口の増加に伴って、介護サービスの利用者も増加して行くと見込まれます。

高齢者人口の見込み



介護サービス利用者の見込み



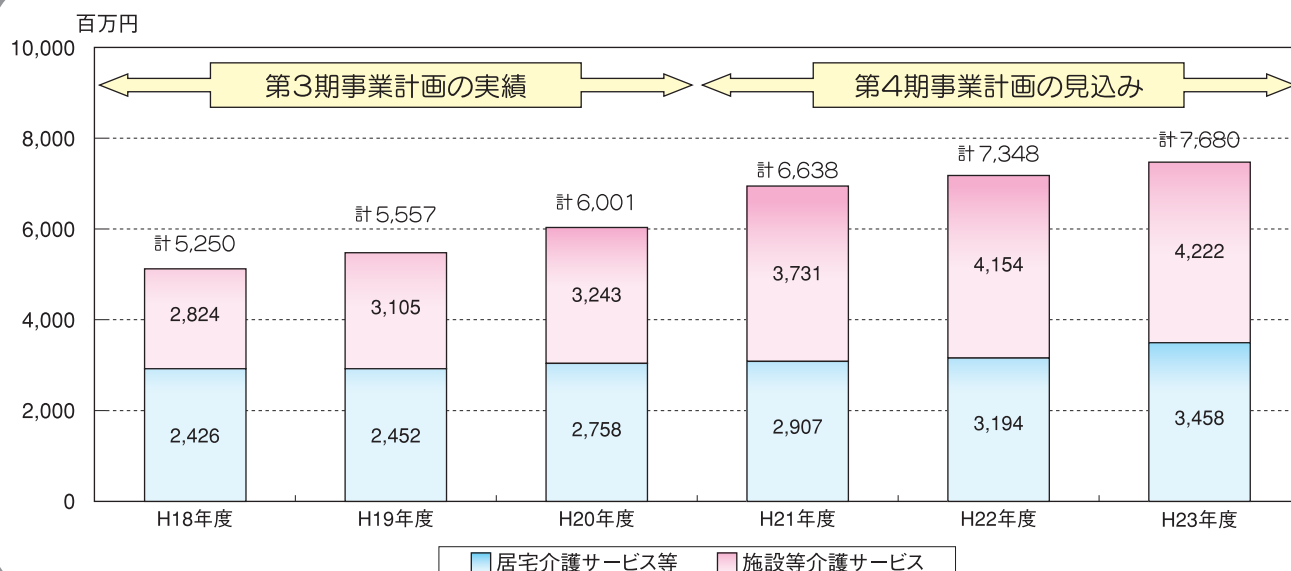
※ 標準的居宅サービス受給者数とは…介護サービスのうち、訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所サービス・居宅療養管理指導・福祉用具貸与のいずれか1種類以上のサービスを利用している方。

※ 施設等介護サービス利用者とは、介護3施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）の入所者及びグループホーム（認知症対応型共同生活介護）、有料老人ホーム等（特定施設入居者生活介護）に入居している方を指します。

但し、介護療養型医療施設については、平成23年度末で廃止されることが決まっています。

※ 標準的居宅サービス受給者数と施設等介護サービス利用者数の合計が要介護（要支援）認定者数と合わないのは、要介護（要支援）認定者で介護サービスを利用しない方がいるためです。

介護サービス費用の見込み



第4期事業計画では、第3期事業計画の介護サービス費用合計額168億800万円に対し、216億6,600万円（約28.9%増）に増加すると見込んでいます。

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料について

介護保険料基準額は次により求められます。

1

平成21年度から23年度までに見込まれる介護サービス費に高額介護サービス費や審査支払手数料などを加えた額に保険料負担率等乗じて、介護保険料収納必要額を算出します。

介護サービス費用3ヵ年分合計
223億1,430万7,255円
うち、保険料収納必要額
45億2,569万1,536円

2

第4期事業計画期間中の保険料率及び段階設定を行い、3ヵ年合計の被保険者数(所得段階別の補正後※1)を決定します。

補正後の第1号被保険者数
H21年度 25,467人
H22年度 25,988人
H23年度 26,349人
3ヵ年度合計 77,804人

3

介護従事者処遇改善臨時特例交付金※2の交付額を積算します。

介護従事者処遇改善臨時
特例交付金の交付額
5,745万9,512円(保険料分)

介護給付費準備基金※3からの繰入額を決定します。

介護給付費準備基金残高
4億8,055万1,011円のうち
保険料に充当する額
4億6,223万円(充当率96.2%)

5

保険料収納率を決定します。

保険料収納率 98.5%

6

介護保険料基準額を、次の算式で求めます。

保険料基準額

年額 5万2,272円
月額 4,356円

介護保険料基準額(年額)＝

$$\frac{(\text{①介護保険料収納必要額} - \text{③臨時特例交付金} - \text{④準備基金繰入額}) \div \text{⑤保険料収納率}}{\text{②3カ年合計の所得段階別補正後被保険者数}}$$

$$= \frac{(45\text{億}2,569\text{万}1,536\text{円} - 5,745\text{万}9,512\text{円} - 4\text{億}6,223\text{万円}) \div 98.5\%}{77,804\text{人}}$$

= 52,272円(年額)※小数点以下切捨て
 52,272円÷12ヵ月=4,356円(月額)

この金額が第4期(平成21年度～23年度)の
 保険料の基準額となります。

第4期介護保険料基準額は、第3期と同額です!

- ※1 所得段階別補正後の被保険者数とは…保険料基準額を算定する際に必要な数値で、単純に3年間の「第1号被保険者数」で保険料基準額を算定すると、所得段階別被保険者数の分布状況により、保険料収納必要額に過不足が生じることから、これを補完するため第1号被保険者数を所得段階別加入割合で補正し、この数値を用いて保険料収納必要額から保険料基準額を算定します。
- ※2 介護従事者処遇改善臨時特例交付金とは…介護従事者の処遇改善のために介護報酬が改定(3%上昇)されることに伴い、国が第4期計画(平成21年度～23年度)期間中の介護保険料に対し、上昇する部分の半額相当を交付金(国費)として交付するもので、介護保険料の軽減のために交付されるものです。

(特例交付金イメージ)

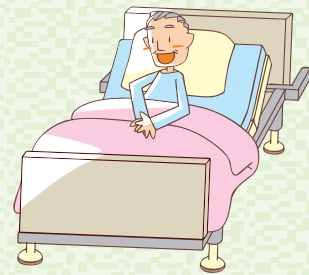
(特例交付金イメージ)			第3期事業計画			第4期事業計画		
			H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
交付金なしの場合 53,022円								
交付金反映後 52,272円								
			第1号被保険者保険料			第1号被保険者保険料		

- ※3 介護給付費準備基金とは…第3期までの介護保険運営で生じた繰越金のことです。

Point 1

第1号被保険者保険料の主な増加要因は…

- 1 介護サービス費の増加
- 2 要介護(要支援)認定者数の増加
- 3 高額医療・高額介護合算制度
- 4 医療療養病床からの病床転換
- 5 第1号被保険者負担割合の変更(第3期事業計画までは19%⇒第4期からは20%へ)
- 6 介護従事者の処遇改善のための介護報酬改定



が挙げられますが、第4期計画期間中の保険料に対し、国が交付する「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」と「介護給付費準備基金」により、第4期の介護保険料が据え置かれています。

Point 2

保険料段階区分の見直しについて

平成21年度から新たに保険料の軽減措置を設けました。

平成17年度の税制改正の影響で保険料の負担が急激に増える方のために、平成20年度までは保険料の負担を軽減する「激変緩和措置」を設けていましたが、平成21年度からは下記のとおり新たな軽減措置を行うこととしました。

第3期事業計画（平成18年度～20年度）				第4期事業計画（平成21年度～23年度）			
段階	対象者	保険料率	保険料額	段階	対象者	保険料率	保険料額
第1段階	●老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税 ●生活保護受給者	基準額 × 0.5	26,136円／年 (2,178円／月)	第1段階	同左(変更なし)	同左 (変更なし)	同左 (変更なし)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.5	26,136円／年 (2,178円／月)	第2段階	同左(変更なし)	同左 (変更なし)	同左 (変更なし)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	基準額 × 0.75	39,204円／年 (3,267円／月)	第3段階	同左(変更なし)	同左 (変更なし)	同左 (変更なし)
第4段階	同世帯に住民税課税者がいる場合で本人が住民税非課税の方(激変緩和措置有り)	基準額	52,272円／年 (4,356円／月)	準第4段階 (新設)	同世帯に住民税課税者がいる場合で本人が住民税非課税で、本人合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.9	47,052円／年 (3,921円／月)
				第4段階	同世帯に住民税課税者がいる場合で本人が住民税非課税の方(従来と変更なし)	基準額	52,272円／年 (4,356円／月)
第5段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円未満の方(激変緩和措置有り)	基準額 × 1.25	65,340円／年 (5,445円／月)	第5段階 (新設)	本人が住民税課税者で合計所得金額が125万円未満の方	基準額 × 1.15	60,120円／年 (5,010円／月)
				第6段階 (旧第5段階)	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円未満の方(従来と変更なし)	基準額 × 1.25	65,340円／年 (5,445円／月)
第6段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円以上の方	基準額 × 1.5	78,408円／年 (6,534円／月)	第7段階 (旧第6段階)	同左(変更なし)	同左 (変更なし)	同左 (変更なし)

(1) 世帯のどなたかに住民税が課税されていても、本人が非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方については、準第4段階を適用します。

(2) 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方については、第5段階となります。

Point 3

介護給付費準備基金(第3期までの介護保険運営で生じた繰越金)の残高は4億8,055万1,011円となっていますが、下記の理由により準備基金全額を投入しないことといたしました。(準備基金からの繰入額4億6,223万円《約96.2%投入》)

- (1) 医療療養病床からの転換が見込み以上に進捗した場合、歳入不足(赤字)が想定されるため。
- (2) 高額医療・高額介護合算制度の実施により、給付額に大幅な変更が生じた場合、歳入不足が考えられるため。

歳入不足(赤字)が生じた場合、不足額に応じた費用を平成24年度以降の介護保険料で賄う必要があり、第5期(平成24年度～26年度)の保険料の増加に繋がるため、それに備えて準備基金は一部留保しております。

Point 4

介護保険料を納め忘れている期間に応じて、給付制限措置がとられます。

1年以上保険料を滞納すると…

利用した介護サービス費用の全額を一時的に自己負担し、申請により通常の保険給付分(利用した介護サービス費の9割)が払い戻されます。

1年半以上保険料を滞納すると…

利用した介護サービス費用の全額を一時自己負担し、申請後も保険給付の一部又は全額を差し止めることがあるほか、滞納していた保険料額を控除することがあります。

2年以上保険料を滞納すると…

利用した介護サービス費用の利用者負担を1割から3割に引き上げることがあるほか、介護サービスの利用を一部制限することがあります。



保険料を滞納して困るのは、
あなただけではなく、
あなたを介護する身内の方も困ります



介護保険料には減免措置が設けられています

世帯の本年の見込み所得が前年の合計所得金額に対して大幅に減少する場合、預貯金や資産の保有状況により保険料が減額される場合があります。鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険課又はお住まいの各市町の介護保険担当窓口までご相談ください。

高額医療・高額介護合算制度について

平成20年度から高額医療・高額介護合算制度が始まりました。

医療保険制度では高額療養費の支給、介護保険制度では高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給により、利用者の負担額について月単位で上限を設け、利用者の負担の軽減が図られてきました。今回、双方の負担が長期にわたり生じている世帯に対し、医療と介護の1年間の利用者負担の合計額の限度額を設け、新たに世帯の負担を軽減する高額医療・高額介護合算制度が始まっています。この制度は8月1日から7月31日までの12ヵ月間（初年度の平成20年度は、平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16ヵ月間）に要した費用が次の表の基準額を超える場合に、超過した分が支給されます。（但し、超過した金額が500円以上の場合に限ります）

区 分	被用者保険又は国保 (70歳未満) ＋ 介護保険	被用者保険又は国保 (70～74歳) ＋ 介護保険	後期高齢者医療制度 ＋ 介護保険
現役並み所得者	126万円 (168万円)	67万円 (89万円)	67万円 (89万円)
一 般	67万円 (89万円)	56万円 (75万円)	56万円 (75万円)
低 所 得 者 Ⅱ	34万円 (45万円)	31万円 (41万円)	31万円 (41万円)
低 所 得 者 Ⅰ		19万円 (25万円)	19万円 (25万円)

※現役並み所得者（被用者保険）は、基準日の属する月の標準報酬月額が53万円以上の場合

※現役並み所得者（国民健康保険）は、世帯主等の同一世帯に属する全ての被保険者について、基準日の属する月の前々年の基準所得額を合算した額が600万円を超える場合

※低所得者Ⅱは、70歳以上の方で、世帯全員が住民税非課税の場合など

※低所得者Ⅰは、70歳以上の方で世帯全員が住民税非課税であり、所得が一定基準（年金収入80万円以下等）を満たす場合など

※表の（ ）書きについては、初年度（平成20年度）の算定期間が平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16ヵ月間になるため限度額を補正した金額で、初年度のみに適用されます。

■お問い合わせは/ 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

TEL.0942-81-3315 FAX.0942-81-3316